

労働安全衛生ニュース No.7 (2015年8月11日号)

発行：フード連合(労働局)

厚生労働省よりフード連合へ、

「平成27年度(第66回)全国労働衛生週間」の実施に関する協力依頼あり!

厚生労働省は、昭和25年から今年で66回目を迎える全国労働衛生週間(※)について、「平成27年度全国労働衛生週間実施要領」に基づき、10月1日～10月7日を本週間、その一か月前9月1日～9月30日を準備期間として全国一斉活動を行う事としました。

フード連合に対しても当該活動に対する各単組への周知をはかるため協力要請が参りましたので、情報提供致します。この全国労働衛生週間を契機として、各事業場で、労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動をより一層促進しましょう。

※全国労働衛生週間とは…労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に昭和25年から毎年実施しているもの。

平成27年度全国労働衛生週間 スローガン

職場発！心と体の健康チェック はじめる 広がる 健康職場

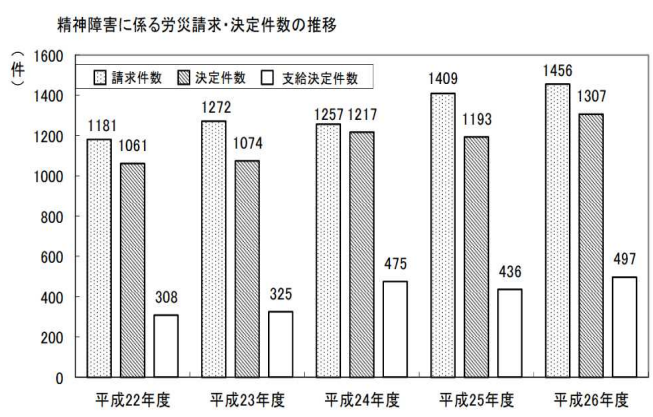


●近年の労働者の健康にまつわる環境

働く人の健康をめぐる問題を見ると、平成26年度の精神障害の労災支給件数が497人(過去最多・下図参照)、脳・心臓疾患の労災支給決定件数が277人となっていること、勤務問題を原因・動機の一つとしている自殺者が約2,200人いること、近年我が国において過労死等が多発し大きな社会問題となっていることなど、職場におけるメンタルヘルス対策や過重労働による健康障害防止対策は重要な課題となっています。

また、業務上疾病の被災者は長期的には減少しているものの、平成26年は7,415人(前年+105人)であり、未だ高水準であること、さらに特別規則で規制されていない化学物質を原因とする労災事案の発生等新たな問題も生じています。

これらの状況を踏まえ、政府は平成26年6月には労働安全衛生法の改正や同年11月には過労死等防止対策推進法が施行されるなど業務上疾病発生を未然防止するための仕組みの充実に向けた取り組みを進めています。



出典：厚生労働省HPより

「厚生労働省 平成27年度全国労働衛生週間実施要領」については、フード連合HPに掲載しています。ご不明な点は労働局までお問い合わせください。

フード連合HP 労働局ページ

<http://www.jfu.or.jp/action/roudou.htm>

